

## 1. 議事日程

[令和4年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目]

令和4年9月7日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	認定第1号 令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について
日程第4	認定第2号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第5	認定第3号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第6	認定第4号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
日程第7	認定第5号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第8	認定第6号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
日程第9	認定第7号 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
日程第10	認定第8号 令和3年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
日程第11	認定第9号 令和3年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
日程第12	認定第10号 令和3年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
日程第13	認定第11号 令和3年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
日程第14	認定第12号 令和3年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
日程第15	認定第13号 令和3年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
日程第16	認定第14号 令和3年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
日程第17	認定第15号 令和3年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
日程第18	認定第16号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第19	認定第17号 令和3年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第20	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第21	議案第50号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第51号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第52号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第24	議案第53号 広島県水道広域連合企業団の設立について

- 日程第25 議案第54号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）  
 日程第26 議案第55号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 日程第27 議案第56号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 日程第28 議案第57号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第29 議案第58号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第30 議案第59号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第31 議案第60号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）  
 日程第32 議案第61号 令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	穴戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	行森俊莊	企画部長	猪掛公詩
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防長	近藤修二	教育次長	宮本智雄
総務課長	新谷洋子	財政課長	沖田伸二
政策企画課長	高下正晴	会計管理者	森岡和子

安芸高田市代表監査委員 木原 張 登 監査委員事務局長 国司 秀 信

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長 毛利 幹 夫 事務局 次 長 久 城 祐 二  
総務 係 長 藤 井 伸 樹 主任 主 事 山 口 渉



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 おはようございます。諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長、代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありました。  
第3点、監査委員より、令和4年7月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番南澤議員、及び2番 田邊議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 令和4年第3回定例会の運営につきまして、去る8月31日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月28日までの22日間といたしました。  
議事の都合により、9月8日から11日、9月15日から27日までを休会といたします。  
本定例会に付議されます案件は、認定17件、諮問1件、議案12件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第17号までの17件につきましては、提案理由説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託いたします。

また、議案第54号から第61号までの8件につきましても、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

次に、議案第50号及び第51号の2件は、総務文教常任委員会へ、議案第52号及び第53号の2件は、産業厚生常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

諮問1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に一般質問の取扱いについては、13名からの通告でありましたので、通告順に、9月12日を6名、9月13日を7名といたします。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号  | 令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について                |
| 日程第4  | 認定第2号  | 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第5  | 認定第3号  | 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について         |
| 日程第6  | 認定第4号  | 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について            |
| 日程第7  | 認定第5号  | 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について        |
| 日程第8  | 認定第6号  | 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第9  | 認定第7号  | 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号  | 令和3年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第11 | 認定第9号  | 令和3年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第12 | 認定第10号 | 令和3年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第13 | 認定第11号 | 令和3年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第14 | 認定第12号 | 令和3年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認                 |

|       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
|       |        | 定について                             |
| 日程第15 | 認定第13号 | 令和3年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について      |
| 日程第16 | 認定第14号 | 令和3年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について      |
| 日程第17 | 認定第15号 | 令和3年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について      |
| 日程第18 | 認定第16号 | 令和3年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第17号 | 令和3年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  |

○宍戸議長 日程第3、認定第1号「令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第19、認定第17号「令和3年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの17件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 認定第1号から第17号は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和3年度安芸高田市一般会計、各特別会計、各財産区特別会計、下水道事業会計決算、水道事業会計決算の認定を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

森岡会計管理者。

○森岡会計管理者 令和3年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、要点の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出決算でございます。

決算書の5ページをお開きください。

歳入、予算現額240億96万1,000円、調定額244億2,531万8,756円に對しまして、収入済額は230億4,177万3,406円で、収納率は94.3%でございます。4,598万279円の不納欠損処分を行い、13億3,818万1,544円が収入未済となりました。この収入未済額には、繰越明許費及び事故繰越に係る財源でございます国庫支出金、県支出金、市債などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。

13ページをお開きください。

予算現額240億96万1,000円に對して、支出済額は218億706万8,474円で、執行率は90.9%でございます。繰越明許費として11億1,298万3,000円を、事故繰越として9,083万4,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

16ページをお開きください。

以上の結果によりまして、令和3年度一般会計の収支決算千円単位は、歳入総額230億4,177万3,000円、歳出総額218億706万8,000円となり、歳入歳出差引額は12億3,470万5,000円となりましたので、これを翌年度へ繰越しをいたしました。

なお、実質収支額は、繰越明許費及び事故繰越に係る一般財源等3億575万4,000円を差し引いた9億2,895万1,000円となり、このうち5億円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に繰入れをいたしました。

国民健康保険特別会計をはじめとする各特別会計の決算につきましては、139ページ以降に掲載をさせていただいております。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○宍戸議長

これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から、本17件に関する審査意見の報告を求めます。

木原代表監査委員。

○木原代表監査委員

令和3年度安芸高田市各会計、下水道事業及び水道事業の決算審査並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査について、安芸高田市監査基準に基づき、秋田監査委員と実施し、合議に達しましたので、お手元にお配りした意見書で概要を御説明いたします。

最初に、各会計歳入歳出決算審査の意見です。

表紙から5枚目の1ページ、2ページが審査の概要及び結果です。

審査に付された一般会計及び14の特別会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどして実施いたしました。

審査の結果、決算関係書類は、関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。

また、予算の執行については、おおむね適正であると認めました。

以下、前年度と比較して決算の分析をしておりますので、詳細は御覧ください。

55ページから、むすびとなっております。

決算の状況は、一般会計・特別会計を合わせた総額では、形式収支、実質収支、単年度収支いずれも黒字となっております。また、市債の借入残高は258億9,470万8,000円と、前年度より4.0%減少し、滞納金は5億3,224万4,000円と前年度より10.0%減少しています。

普通会計の財政構造を見ると、財政力指数は、前年度と同じ0.317、経常収支比率は88.6%で、前年度より4.2ポイント改善していますが、依然として一般財源に乏しい状態といえます。

意見としまして、令和3年度は、コロナ禍と災害対応に追われる中で、財政健全化を目指しながら事務事業を遂行されたと受け止めています。

個別の項目では、あらゆる事務事業の見直し、都市計画マスタープランの作成、学校支援体制の整備、働き方改革実現への布石について述べ

ております。

今後あらゆる事務事業の点検、見直しにより、財政健全化に向け、着実に前進されるとともに、全市民が「世界で一番住みたいと思えるまち」、これが我が町だと誇りを持てるような「新/真・安芸高田市」の実現を目指して精励されることを期待いたします。

次に下水道事業決算審査の意見です。

表紙から3枚目の1ページが審査の概要及び結果です。

審査に付された決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを審査するため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を明瞭に表示しているものと認められました。

以下、前年度と比較して分析しておりますので、詳細は御覧ください。16ページが、むすびとなっております。

当年度の経営成績は1億6,016万3,000円の純利益となっております。

また、財政状況をキャッシュフロー計算書で見ると、営業活動によって投資活動及び財務活動のキャッシュを賄うことができます。

下水道事業は、市民の衛生的で健康的な生活の基盤となるもので、同時に自然環境を保護する重要な役割もあります。下水道インフラの効率を高め、耐久性を強化するなどの長寿命化を図り、今後も永続的な事業として堅実な運営を行っていただきたいと思います。

続いて、水道事業決算審査の意見です。

表紙から4枚目の1ページが審査の概要及び結果です。

審査に付された決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを審査するため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を明瞭に表示しているものと認められました。

以下、前年度と比較して分析しておりますので、詳細は御覧ください。20ページが、むすびとなっております。

当年度の経営成績は、4,919万2,000円の純利益となり、主要な利益指標も改善しております。

財政状況をキャッシュフロー計算書で見ると、営業活動によって投資活動及び財務活動のキャッシュを賄うことができます。

また、企業の支払能力を示す流動比率や当座比率は、どちらも100%



を上回っており、短期債務の支払いに懸念はないと考えられます。

水道事業の経営環境が厳しさを増す中で、広域化によるメリットで、将来負担の軽減を図るため、広島県水道企業団に加盟することを決定されました。

将来の料金改定の検討も含めて、市民生活に必要な水道事業の維持に精励されることを願います。

最後に、健全化判断比率等審査の意見です。

表紙から3枚目の1ページ、2ページが審査の概要及び結果です。

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。また、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。今後とも財政の健全化に留意しながら、財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査の概要とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○宍戸議長 以上で審査意見の報告を終わります。

これより本17件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 木原代表監査さんにお伺いしたいんですが、先ほど報告がありました各会計歳入歳出の決算審査意見書の55ページ、むすびというところに、いろいろと総括的な報告がなされております。その中で、財政構造もより改善されたというところが多々書いてあります。単年度収支も黒字に、6年ぶりになったというようなことも書いてあります。ただ、この財政改革といえますか、そういった中で、市民からはかなりの厳しい意見も出ておりますが、この令和3年度の決算を見ながら、今後どのように安芸高田市が進んでいくのかというふうなのを見たときに、監査委員さんのほうでは期待感を持って書いておられますが、市民のそういった感覚からして、監査委員さんの持つておられる意見、こういったものを市民がどのように受け止めていくのかということも含めて、総括的な監査委員の御意見を改めてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

木原監査委員。

○木原代表監査委員 先ほどの御質問では、今回の監査の中で、楽観的なところがあるんじゃないかという御質問だったと思います。市民感覚とちょっと違ってくるんじゃないかというお話だったと思うんですけども、実際にこの令和3年度の監査を見ますと、数字的には、先ほどおっしゃったよ

うに、6年ぶりの黒字であったり、あるいはいろんな要素があつて、単年度収支も黒くなっているということは、これは否めない事実であります。ただ、実際に、これが底を打って、来年から、じゃあ上昇気流に乗るのかねというふうなことになる、そうは思っておりません。今年の黒字というのが実際にはコロナ禍の中での国の補助であったり、あるいはもう一つは退職手当の積立金が思ったより額が少なかったということで、結果的には黒字になったというふうを受け止めております。この状態がずっと続くことはないと思いますので、実際には、去年と同じような危機的な状況というのは、これからも続くものと考えております。ただ、それをどういうふうにしてV字回復するかというのは、ここにもむすびのところにも書いてありますように、これからも事務事業の見直しですとか、そういったものを着実にやっていただくことで、何らかの黒字化、経常的な黒字というんですか、そういったものはできるんじゃないかと思っております。ただ、むすびに書いてありますように、決して楽観はしていないということを思っていたいただければと思います。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 木原監査委員さんのおっしゃること、書いてあることよりか、さらに今後のことは厳しいということでありましたので、そういったことを我々もしっかり見極めていく必要があるかなというふうな気がしてます。さらに市長も手を上げておられますので、今の監査報告も含めて、市長として総括的な決算に対するお考えがあればお聞きしたいと思えます。

○宍戸議長 答弁を求めます。

(「市長に発言の機会ありますか」との声あり)

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議長改めてお伝えしておきますが、きちんと正しく、議事整理権を運用してください。

先ほどの熊高議員の御指摘なんですけども、答弁がちょっと伝わりにくい部分があったかなと思いますので、改めて私のほうから整理をさせていただきます。

今回の決算、表面的には数字はよくなってます、かなり。ただ、それは相当な部分が特殊要因です、一時的な要因、先ほど御説明があったとおりです。ですので、熊高議員が御指摘されたのは、ちょっと逆をいっ

てます。熊高議員は恐らく財政健全化に取り組んでいるわけなんだけど、それは市民にとっても、とてもつらいことだというニュアンスでおっしゃったのかなと受け止めたんですが、実際は逆です。全然緊縮は足りません。まだまだここからです、本当に苦しいのは。この程度で財政再建がなるとしたら、それは簡単な話です。もはやこのまちは、そんな状況にはありません。ここからです。まだまだ財政健全化の取組は始まったばかりで、今回の数字は、たまたまうまくいってるように見えるだけ、本質的には、先ほど最後のほうにあったとおり、楽観できる状況ではありませんので、引き続きというよりも、ここからいよいよ本格的に取組を進めていく必要がある、それが市としての認識です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高議員。

○熊高議員 木原監査委員さんにお尋ねして、木原監査委員さんも、表現は多少柔らかい感じでありましたが、まだまだ楽観できる状況ではないということです。それに対して、市民がどうかというふうな問い合わせを私をしたわけですが、一部の市民の皆さんからは、かなりこの財政改革は厳しいというふうな受け止めておられるということで、全ての市民がそういうふうな考えているというふうな私も受け止めておりません。

今、市長がおっしゃったように、これが財政改革のスタートだというふうな私も認識をしておりますが、令和3年度の数値がよかったのも、これを市民に伝えながら、全体的に今後の方針というのをしっかり市民が受け止められるような、そういった方向にすべきだろうなという意味で私も質問させていただき、今後、これから決算委員会もはじまりますけども、そういった中で、しっかり問いただしながら、市民にその内容を伝えていく、そういったスタートになろうというふうな思いで、先ほど監査委員さんに質問したんであります。

認識としては、監査委員さん、あるいは市長の答弁のとおり受け止めておりますので、さらに中身を決算書の中で問いただしていきたいというふうな思いをしておりますので、決して楽観視をした状況を肯定したということではありませんので、その辺は市長も誤解のないように受け止めていただきたいというふうに思います。

それについて、改めて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 熊高議員の御認識というのは、私も理解をしているつもりです。お話の中にあつた、市民としてはというところですね。これはきっちりと理解をして真っ正面から取り組むしかありません、ほかに道がないです。この現実から目をそらせば、それこそ、その先に待っているのは、もはや破滅しかありません。まだ皆さん、現実味を感じてないのかもしれないんですが、本気で財政破綻に今向かっていますよ、このまち。後で一般質

間もありますが、その中で、そういった甘い認識が散見されます。まだ、このままで何とかなるんじゃないかというような、市民を惑わすような、そういう発信をここからしちや非常にまずいと思いますので、先ほど、念のためお伝えした次第です。

○宍戸議長

答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
南澤議員。

○南澤議員

先ほどの執行状況のところ、おおむね適正という評価をされてると思います。そのおおむねという部分、含みがあるのではないだろうかと思っておりますので、このあたりを確認したいと思っております。

○宍戸議長

答弁を求めます。  
木原監査委員。

○木原代表監査委員

おおむねという言葉を使っておりますけれども、これは全件審査をしたわけではないと。今まで見た中で、それは正確でしたよということで、おおむねということにしております。全てを審査してみれば、全てよかったとか、ここが悪かったとか言えるんですが、それが言えないので、おおむねという言葉を使っております。  
よろしくをお願いします。

○宍戸議長

答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本17件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して、審査することにいたします。  
ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○宍戸議長

日程第20、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

本件は、令和4年12月31日で任期満了となる小路順子さんを引き続き推薦したいとするものです。  
人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めます。  
御審議のほどよろしくをお願いします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
お諮りします。  
この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第50号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第51号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第21、議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第22、議案第51号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 議案第50号は、消防団の定員数の改定、消防庁が非常勤消防団員の報酬等の基準を定めたことに伴う年額報酬額及び出動報酬額の改定を行うものです。  
議案第51号は、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にすることを目的として、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるため、所要の改正をするものです。  
御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより本案2件に対する一括質疑を行います。  
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。  
質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第52号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第53号 広島県水道広域連合企業団の設立について

○宍戸議長 日程第23、議案第52号「安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、日程第24、議案第53号「広島県水道広域連合企業団の設立について」の件までの2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第52号は、退庁時間の変更に伴い、安芸高田市子育て支援センターの利用時間を変更するため、条例の一部を改正するものです。

第53号は、広島県水道広域連合企業団の設立に関する規約の制定について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第54号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)

日程第26 議案第55号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第27 議案第56号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第28 議案第57号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第29 議案第58号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)

日程第30 議案第59号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)

日程第31 議案第60号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第32 議案第61号 令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)

○宍戸議長 日程第25、議案第54号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)」の件から、日程第32、議案第61号「令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件までの8件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 最後になります。

議案第54号は、電気料金の高騰に伴う光熱水費の増額や新型コロナウイルス感染症対策に要する経費等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第55号と第56号は、人事異動に伴う人件費の減額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第57号は、電気料金の高騰に伴う光熱水費の増額や施設機器の維持修繕に係る経費等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第58号は、人事異動に伴う人件費の減額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第59号は、電気料金の高騰に伴う光熱水費の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第60号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業外収益を減額し、支出について、営業費を増額するものです。

また、予算第4条に定めた資本的収支及び支出の収入及び支出について、それぞれ増額するものです。

第61号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業外収益を増額し、支出について営業費用を増額するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案8件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案8件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月12日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員